

**新型コロナウイルス感染症特別貸付**

# ご利用いただける方

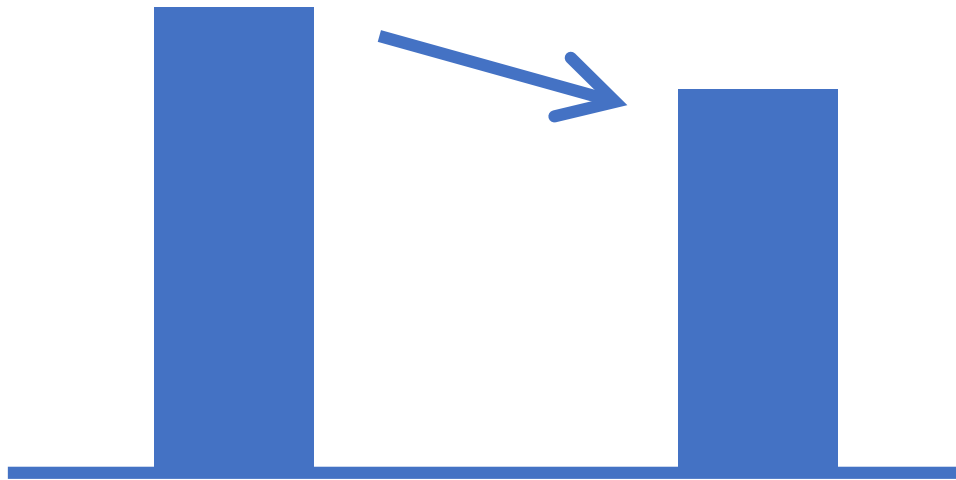
**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、  
一時的に業況悪化を来している方であって、**

**次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、**

**かつ、中長期的に業況が回復し発展する  
ことが見込まれる方**

# ご利用いただける方

- (1) 「最近1カ月間の売上高」または「過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高」が「前4年のいずれか」の同期と比較して5%以上減少している方



## (2) 業歴「3カ月」以上「1年1カ月」未満の場合等

「最近1カ月間の売上高」または「過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高」が「次のいずれか」と比較して「5%以上減少」している方

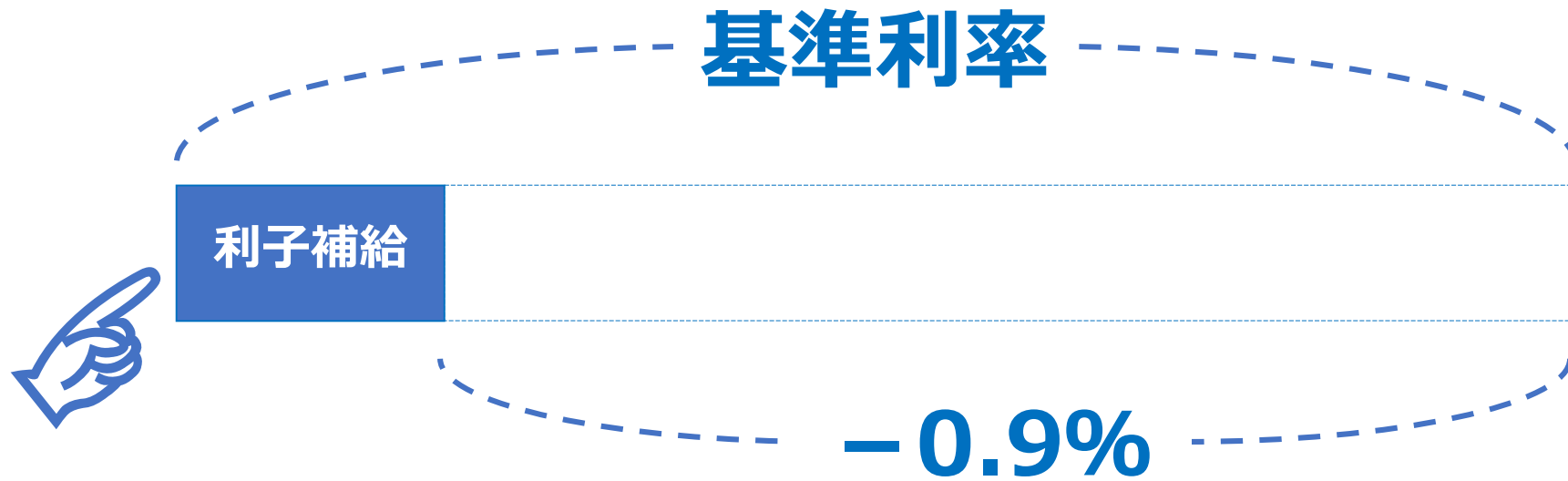
- ① 過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高
- ② 令和元年12月の売上高
- ③ 令和元年10月～12月の平均売上高

# 融資条件

	生業資金	生活衛生資金	中小企業資金
融資限度額	8,000万円	8,000万円	6億円
当初3年間 基準利率 - 0.9%	6,000万円を限度		3億円を限度
返済期間	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内		
据置期間	返済期間のうち 5年以内		
その他	無担保		

**公庫融資で、民間金融機関の借換はできません**

# 利子補給制度（当初3年間）



一部の対象者については、「**基準利率 - 0.9%**」の部分に対して中小企業基盤整備機構から**利子補給**を受けることにより、**当初3年間が「実質無利子」と**なります。

# その他の融資制度

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」  
の要件に該当しない場合でも  
他の融資制度で対応できないか  
検討しますのでご相談ください

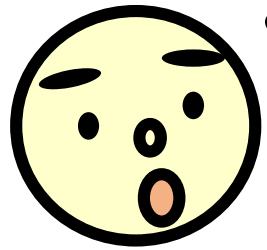


新型コロナウイルス感染症特別貸付等に関する

 Q & A 

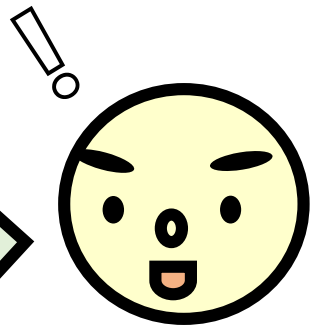
(令和 4 年 1月 28 日現在)

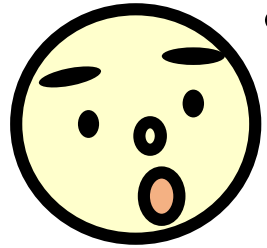




4月に新型コロナウイルス感染症特別貸付を融資してもらったばかりですが、最近、更に資金繰りが悪化しました。再度、融資の相談はできますか？

直近でご利用いただいた方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気軽にご相談ください。



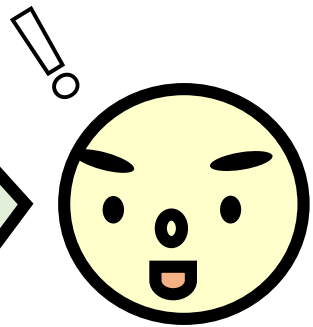


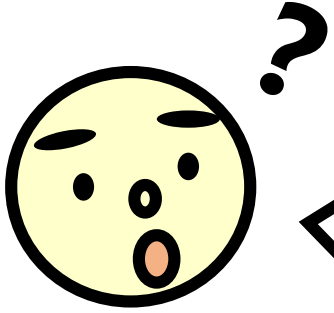
?

創業して1カ月ですが、新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資対象になりますか？

誠に申し訳ございません。創業後3カ月未満の方は、新型コロナウイルス感染症特別貸付のご融資はご利用いただけません。

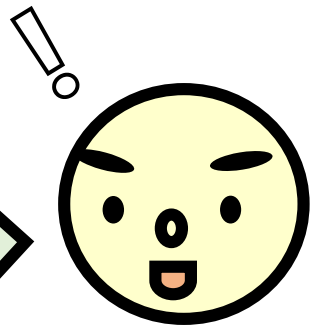
創業して間もない方向けの沖縄創業者等支援貸付など、お客さまに応じたご融資制度をご案内いたしますので、ご相談ください。



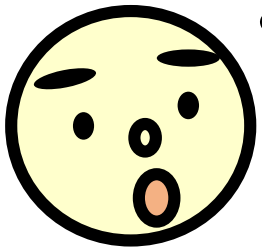


半年前の創業時に融資を受け、返済が始まったばかりです。新型コロナウイルス感染症の影響で、創業時に立てた売上計画の達成が困難になり、資金繰りも悪化しています。追加融資の相談はできますか？

ご返済が始まったばかりの方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気軽にご相談ください。



ご利用いただける方は「最近1カ月間の売上高  
または過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上  
高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以  
上減少している方」とされていますが、  
新型コロナウイルス感染症の影響でここ2週間の売  
上が急減しているものの、  
今月の売上高としては前4年のいずれかの年の同期  
と比較すると増加しています。  
このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別  
貸付は利用できないのでしょうか。



「最近1カ月間の売上高または過去6カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高」は、売上高の確認日を基準として、

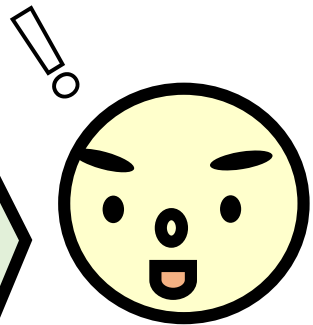
「①確認日の前月の売上高」又は

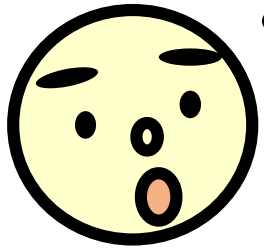
「②確認日の前日や直近の売上集計日から遡って1カ月の売上高」等を確認させていただきます。たとえば、確認日が「7月18日」の場合、「最近1カ月の売上高」は、

「①6月の売上高」又は

「②6月18日～7月17日までの合計売上高」

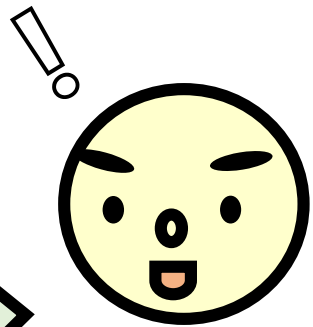
などで確認させていただきます。

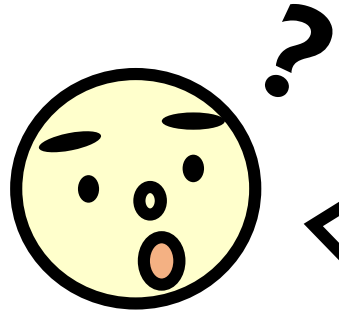




新型コロナウイルス感染症の影響を受けていますが、店舗増加により、前4年のいずれかの年と単純に比較すると売上は増加しています。このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

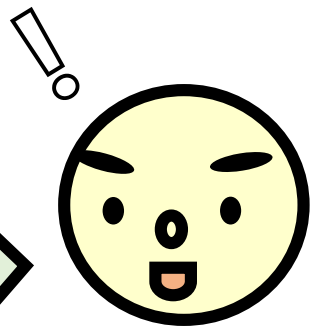
前4年のいずれかの年の同期と比較するのが馴染まないときは、業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合に準じて比較できる可能性がありますので、お申込やご面談の際にご相談ください。

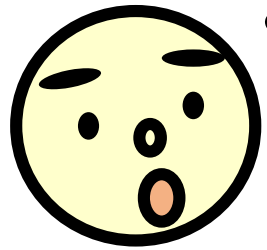




申込に必要な書類を教えてください。

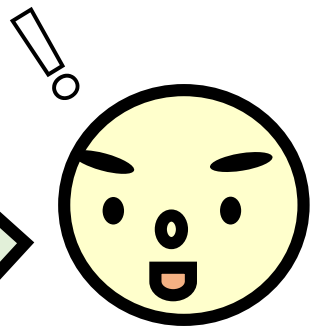
ホームページに掲載されている「借入申込時にご提出いただく書類」をご確認ください。  
お申込に必要な書類（借入申込書等）はホームページからダウンロードできますので、お受取りのためにご来店いただく必要はございません。





申込書類を揃えましたが、どのように申込したらよいですか。また、申込は支店の窓口に行かないといけませんか。

お客さまが事業を営む所在地を担当する本店又は支店にご連絡ください。本・支店の住所、電話番号は「店舗のご案内」をご覧ください。

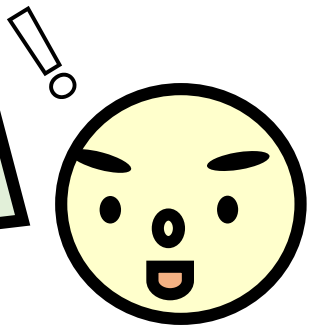




新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者を対象として、各資金のご融資限度額2,000万円とは別枠で1,000万円の適用が可能となります。

また、当該別枠の1,000万円については、当初3年間は適用利率から0.9%低減した利率が適用（お借換分を含む）されるほか、据置期間が設備資金4年（通常2年）、運転資金3年（通常1年）に拡充されています。

お申込手続きにあたって、「マル経融資」及び「沖経資金」は最寄りの「商工会議所」、「商工会」に、「衛経資金」は「生活衛生同業組合」もしくは「都道府県生活衛生営業指導センター」にそれぞれご相談ください。



新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間、6,000万円を限度（中小企業資金については3億円）として、災害発生時の融資制度に適用される利率から0.9%低減した利率が適用されます。

ご融資後は、利息も含め公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへ3年間分の利子相当額を一括で助成する利子補給の制度（特別利子補給制度）（注）を中小企業基盤整備機構が実施しており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。

特別利子補給制度の具体的な手続きについては、中小企業基盤整備機構のホームページをご覧ください。

（注）一定の要件に該当する方が対象となります。

